

2012年度ゼンショープログラム留学成果レポート（要約版）

「ベトナムの宗教政策における基本的な問題点」

修士課程 4年 D.T.K.O.

今回の留学のもっとも重要な成果は、1945年から1951年までの日本の宗教政策という研究課題の参考資料を収集し、修士論文を書き終えたことである。

1945年以降、日本は欧米モデルの世俗国家を確立し、そのモデルを発展させてきた。ベトナムでも、政教分離を法律で定める必要性が論じられている。日本の宗教政策の成功と欠点が、ベトナムにとって、宗教政策と宗教法を整備するための教訓になると考える。

現在のベトナム政府は、多くの宗教問題を解決できていない。宗教団体の土地・財産紛争、国家と宗教団体の複雑な関係、宗教税、宗教団体の自決権と自治権、宗教団体の法人権と人権の矛盾などが問題となっている。

政府宗教委員会の統計によれば、この5年間、宗教に関する訴訟が1118件あり、そのうち80%が土地・財産に関するものである。1990年の共産党政治局議決24号では、「宗教が公共の福利のため献上した物質的基礎」に対しては「現状を維持する」とされ、1999年の政府議定26号第11条では、国家に贈与・寄附された財産の返還が拒否されている。

2004年、この第11条が削除され、第24条において、宗教団体が現在使用中の土地は、長期的・安定的に利用することができると規定された。土地・財産の返還については言及が避けられているが、第31条において、経済・社会発展計画によって信仰・宗教基礎に属する建築物を移転する際には、法律の規定に基づき補償を実現することが規定された。ここ数年、多くの教会は、地方政権が彼らの土地を強制的に取りあげていると主張している。

ベトナムの宗教団体のもっとも大きな要求のひとつは、国家の公認を通じて、土地・財産の使用権の登記を行うことである。しかし宗教法人格がなければ、登記は不可能である。2004年の宗教・信仰令の規定により、ようやく6つの宗教団体が宗教法人格を得たが、今後も、法人格の問題を明確に解決できなければ、土地・財産紛争問題が多く起きるだろう。

日本では、宗教法人法に基づき、団体に法人格の付与が行われており、具体的な登記の手続きは、商業登記法等の準用、ないし法人登記規則によって規定されている。日本の宗教政策、特に登記方法をベトナムに応用することが、土地・財産の問題などを解決する糸口になると考える。

今回の留学では、第二次世界大戦後の日本の宗教政策の歴史と、日本で施行中の宗教に関する法律を学んだ。今後は、博士課程での課題として、政教分離の問題を具体的なテーマに、日本の宗教政策の研究を進めてゆきたいと希望している。